	球全体の業務区域よりも狭い場合には、利得コンタは実効照準区域で画される境界の周辺での可動ビームの照準の動きで得られるものとなる。これは、上記のとおり提供されるが、相対的な利得0dBのコンタも含むものとする。 アンテナ利得コンタには、計画上の傾斜の偏位、経度の誤差の許容値及びアンテナの指向角度の結果を含むものとする。 注一　適用する技術的制約に配慮するとともに衛星運用に対してある程度の柔軟性を許容しつつ、主管庁は、衛星可動ビームがカバーするエリアとそれらのビームの通信網のサービスエリアを、サービス目的を踏まえて、実用的な範囲で調整するものとする。 付録第30号、第30A号又は第30B号の場合には、非楕円ビームについてのみ必要である。											
…												
B.5	地球局のアンテナ特性										B.5	
B.5.a	dBiで表す最大ふく射の方向における等方利得(第1.160号参照)						X				B.5.a	
B.5.b	度で表す電力半値でのビーム幅						+[1]				B.5.b	
B.5.c	アンテナの測定した輻射パターン又は調整に用いられる基準輻射パターン 第9.7A号の規定による調整については、基準輻射パターンが提出される。						X				B.5.c	
B.5.d	メートル単位で静止円弧（D_{GSO}）に位置合わせしたアンテナ寸法（最新版のITU-R勧告S.1855参照） 付録第30号又は第30A号の場合を除く。						0				B.5.d	
…												

付録の項目	C　周波数割当てごとの各衛星アンテナビーム若しくは地球局又は電波天文のアンテナについて提出すべき特性	静止衛星通信網の事前公表	第９条第Ⅱ節による調整の対象になる非静止衛星通信網の事前公表	第９条第Ⅱ節による調整の対象にならない非静止衛星通信網の事前公表	静止衛星通信網の通告又は調整（付録第30号又は第30A号の第2A条による宇宙運用機能を含む。）	非静止衛星通信網の通告又は調整	地球局についての通告又は調整（付録第30号又は第30A号による通告を含む。）	放送衛星業務における衛星通信網についての付録第30号（第４条及び第５条）による通告	衛星通信網（フィーダリンク）についての付録第30号（第４条及び第５条）による通告	固定業務における衛星通信網についての付録第30号（第６条及び第８条）による通告	付録の項目	電波天文
…												
C.8	送信装置の電力特性 受動型のセンサーについては必要でない										C.8	
C.8.a	個々の搬送波が識別できる場合について										C.8.a	
C.8.a.1	dBWで表す各搬送波の型式についてアンテナの入力部に供給される尖頭包絡線電力の最大値 C.8.b.1も C.8.b.3.a も提供されない場合は必要である。			+	+	+	C				C.8.a.1	
C.8.a.2	dB(W/Hz)で表す各搬送波の型式についてアンテナの入力部に供給される最大電力密度[2] C.8.b.2も C.8.b.3.b も提供されない場合は必要である。			+	+	+	0				C.8.a.2	
C.8.b	個々の搬送波を識別することが適切ではない場合について										C.8.b	
C.8.b.1	dBWで表すアンテナの入力部に供給される全尖頭包絡線電力 付録第30A号の地球局の調整又は通告については、この値には電力制御の最大範囲を含むものとする。 C.8.b.a.1も C.8.b.3.a も提供されない場合は必要である。			+	+	+	+[1]	X	X		C.8.b.1	